

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	長期優良住宅認定台帳	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築確認課	
4	個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅の認定申請事務の状況を管理するもの	
5	記録項目	1 認定番号・認定年月日、2 申請者（譲受人・分譲事業者を含む）の住所又は主たる事務所の所在地、3 申請者（譲受人・分譲事業者を含む）の氏名又は名称代表者の氏名、4 申請の根拠条文、5 申請年月日、6 申請建築物の情報（地名地番等）、7 法第6条第2項に基づく申し出の有無、8 維持保全を行う区分所有法に規定する団体又は法人の名称、9 工事着手等予定年月日、10 定期点検等実施予定者名及び所在地、11 工事種別、12 居住環境への配慮該当基準、13 備考、14 申請者（譲受人・分譲事業者を含む）の住所又は主たる事務所の所在地（2人目）、15 申請者（譲受人・分譲事業者を含む）の氏名又は名称代表者の氏名（2人目）、16 前回の認定番号、17 変更後の認定番号、18 既存住宅認定の際の新築又は増築・改築の建築行為の種類・年月日、19 法第6条8項に基づく申し出の有無、20 確認書等の活用、21 確認書等の申請日、22 申請担当者氏名、23 申請担当者連絡先、24 認定通知書等送付先、25 申請手数料、26 申請ID	
6	記録範囲	長期優良住宅の認定申請書を提出する者	
7	記録情報の収集方法	本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	国土交通省、北海道	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 都市局建築指導部建築確認課 (所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
19	備考	

**個人情報ファイル簿（単票）**

1	個人情報ファイルの名称	建築物省エネ法に基づく届出ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築確認課	
4	個人情報ファイルの利用目的	建築物省エネ法（平成27年法律第53号）第19条に規定する届出義務対象の建築物について届出の有無を確認するため	
5	記録項目	1 受付番号、2 氏名、3 住所、4 電話番号、5 勤務先	
6	記録範囲	建築主、代理人、設計者	
7	記録情報の収集方法	建築主本人又は代理者からの届出により	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）都市局建築指導部建築確認課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

**個人情報ファイル簿（単票）**

1	個人情報ファイルの名称	指定確認検査機関台帳_R4 年度	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築確認課	
4	個人情報ファイルの利用目的	指定確認検査機関から道路照会があった案件を管理する。	
5	記録項目	1. 受付番号、2. 受付日、3. 建主氏名、4. 建築場所、5. 交通計画、6. 道路、7. 都市計画、8. 起案日、9. 指定確認機関名、10. 未処理の有無、11. 備考、12. 都市計画道路の支障の有無、13. 指摘有無	
6	記録範囲	建主	
7	記録情報の収集方法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 32 第 1 項の規定による照会書（道路関係）	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）都市局建築指導部建築確認課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	低炭素建築物認定台帳	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市局建築指導部建築確認課	
4	個人情報ファイルの利用目的	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条に規定する申請の有無を確認するため	
5	記録項目	1 氏名、2 住所、3 認定番号	
6	記録範囲	申請者	
7	記録情報の収集方法	申請者本人又は代理者からの申請により	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）都市局建築指導部建築確認課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		